

北広島市ゲートパーク(駅西口広場)条例

令和6年12月23日

条例第32号

(設置)

第1条 市民等が多様な活動や過ごし方のできる場を提供し、にぎわいの創出及び交流の促進を図るため、北広島市ゲートパーク(駅西口広場)(以下「広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| | |
|----|-------------------|
| 名称 | 北広島市ゲートパーク(駅西口広場) |
| 位置 | 北広島市栄町1丁目53番1 |

(使用時間等)

第3条 広場の使用時間、使用期間及び休場日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、集会、競技会、演説、展示会その他これらに類する催しのため、広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) 球戯、スケートボード、ローラースケートその他これらに類する行為をすること。
- (7) 広告物又はこれに類するものを表示し、配布し、又は散布すること。

2 市長は、広場の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 広場を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) その他広場の管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、広場を使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくは広場の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) その他広場の管理運営上必要があるとき。

(使用料)

第8条 使用者(第4条第1項第1号から第4号までに掲げる行為をしようとする者に限る。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長が特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備等の許可)

第11条 広場を使用する者は、その使用に当たり特別な設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 第4条第2項及び第5条の規定は、前項の許可について準用する。

(原状回復)

第12条 広場を使用した者は、その使用を終えたとき、又は第7条の規定により使用の停止を命ぜられ、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 前項に規定する者が同項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 広場を損傷し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその損害を賠償することが適当でないとき、この限りでない。

(入場の制限)

第14条 市長は、広場の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他の入場者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) その他広場の管理運営上支障があるとき。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に広場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 広場の維持管理に関する業務
 - (2) 広場の使用許可に関する業務
 - (3) その他市長が定める業務
- 2 前条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合にあっては、第4条、第5条、第7条、第11条及び第14条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。
- (利用料金)

第17条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に広場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第8条第1項に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、市長が定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 第8条から第10条までの規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところに従い、適正に広場の管理を行わなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和7年規則第1号で令和7年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 使用許可等の手続その他広場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

| 使用区分 | | 基本使用料(1日につき) |
|-----------------------------|----------------|---|
| 第4条第1項第1号から第4号までに掲げる行為をする場合 | 1区画(100平方メートル) | 北広島市行政財産使用料条例(昭和45年広島町条例第2号)第2条及び第5条の規定により算出した額 |

備考 次に掲げる場合に該当するときは、基本使用料に、それぞれ次に掲げる割合

を基本使用料に乗じて得た額(以下「割増使用料」という。)を加算する。この場合において、次に掲げる場合に2以上該当するときは、それぞれの割増使用料を加算する。

- (1) 営利を目的として使用する場合 100分の100
- (2) 入場料その他これに類する料金の額(その料金に段階がある場合にあつては、その最高額)が1,000円を超えるものを徴収する場合 100分の100
- (3) 午後5時以降に使用を終了する場合 100分の50
- (4) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合 100分の35